

移動等円滑化取組報告書（鉄道車両）

（令和 7 年度）

住 所 広島市中区東千田町二丁目 9 番 2 9 号

事業者名 広島電鉄株式会社
代表者名 代表取締役社長 仮井 康裕

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第 9 条の 5 の規定に基づき、次のとおり報告します。

I 前年度の移動等円滑化取組計画書の内容の実施状況

（１）移動等円滑化に関する措置の実施状況

① 鉄道車両を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる鉄道車両	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
新型車両	バリアフリー化対応した新型車両を計画的に導入する。	1編成

② 鉄道車両を使用した役務の提供の方法に関し法第八条第二項及び第三項の主務省令で定める基準を遵守するために必要な措置

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
新型車両の導入	導入中の新型車両では、乗降口の開閉する側を音声により知らせる設備を備え付けている。また、車内放送や備え付けの液晶ディスプレイにより、次に停車する鉄道駅名や運賃の案内も行っている。 なお、これらの設備に関しての維持管理や係員・乗務員への教育も継続的に行っている。	1編成

③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
乗降介助および案内	低床車両には乗降口に車いす用のスロープを整備。また安全にご利用いただける市内停留場をHPに記載し、問合せについて低床電車のご案内や、必要に応じ乗降停留場へ介助に向かう。	実施済み

④ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況

⑤ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
集合教育	・ 障害者差別解消法の合理的配慮について再周知	乗務員対象：26回

⑥ 高齢者、障害者等が高齢者障害者等用施設等を円滑に利用するために必要となる適正な配慮についての鉄道車両の利用者に対する広報活動及び啓発活動

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
超低床車両の導入	超低床車両を順次導入しており、弊社ホームページでも導入状況や運行路線を公開するとともに、主要な駅・停留場においても車両情報を電車ロケーションで公開している。	1編成

(2) 移動等円滑化の促進を達成するために(1)と併せて講ずべき措置の実施状況

引き続き、低床車両の導入と駅・停留場のバリアフリー化を進めていく。

(3) 報告書の公表方法

弊社ホームページに掲載

(4) その他

特になし

Ⅱ. 鉄道車両の移動等円滑化の達成状況

(令和8年3月31日現在)

鉄道の種類	事業の用に供している編成数 (両)	公共交通移動等円滑化基準省令に適合した編成数 (両)	車椅子スペースの数が公共交通移動等円滑化基準省令の規定を満たしている編成数	便所のある編成数	便所のある編成のうち車いす対応型便所のある編成数	案内装置のある編成数	車両間転落防止設備のある編成数
普通鉄道	43 113 編成 (両)	12 12 編成 (両)	16 編成	0 編成	0 編成	16 編成	43 編成
	編成 (両)	編成 (両)	編成	編成	編成	編成	編成
	編成 (両)	編成 (両)	編成	編成	編成	編成	編成
	編成 (両)	編成 (両)	編成	編成	編成	編成	編成
	編成 (両)	編成 (両)	編成	編成	編成	編成	編成
	編成 (両)	編成 (両)	編成	編成	編成	編成	編成
	編成 (両)	編成 (両)	編成	編成	編成	編成	編成
	編成 (両)	編成 (両)	編成	編成	編成	編成	編成
	編成 (両)	編成 (両)	編成	編成	編成	編成	編成
	編成 (両)	編成 (両)	編成	編成	編成	編成	編成
	編成 (両)	編成 (両)	編成	編成	編成	編成	編成
	編成 (両)	編成 (両)	編成	編成	編成	編成	編成
	編成 (両)	編成 (両)	編成	編成	編成	編成	編成
	編成 (両)	編成 (両)	編成	編成	編成	編成	編成
	編成 (両)	編成 (両)	編成	編成	編成	編成	編成
	編成 (両)	編成 (両)	編成	編成	編成	編成	編成
(合計)	43 113 編成 (両)	12 12 編成 (両)	16 編成	0 編成	0 編成	16 編成	43 編成

Ⅲ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則第6条の2で定める要件に関する事項

(1) 過去3年度における1年度当たりの平均の輸送人員が1000万人以上である。	○
(2) 過去3年度における1年度当たりの平均の輸送人員が100万人以上1000万人未満であり、かつ、以下のいずれかに該当する。 ①中小企業者でない。 ②大企業者である公共交通事業者等が自社の株式を50%以上所有しているか、又は自社に対し50%以上出資している中小企業者である。	